行政サービス実施コスト計算書

（平成21年４月１日～平成22年３月31日）

（単位：円）

Ⅰ　業務費用			
損益計算書上の費用			
業務経費	45,769,665,680		
受託経費	70,458,758,739		
一般管理費	1,290,271,396		
財務費用	9,995,493,274		
雑損	168,244,867		
固定資産売却損	29,066,275		
固定資産除却損	6,179,817	127,717,680,048	
（控除）			
貸付金利息	－10,021,384,566		
石油売払収入	－7,615,799,647		
債務保証料収入	－2,179,822,960		
受取配当金	－789,616,678		
船舶貸付事業収入	－76,204,752		
補助金等収益	－247,792,798		
受託収入	－69,905,939,782		
財務収益	－1,414,297,003		
雑益	－1,942,729,629		
固定資産売却益	－5,212,401	－94,198,800,216	
業務費用合計			33,518,879,832
Ⅱ　損益外減価償却等相当額			
損益外減価償却相当額		258,007,801	
損益外固定資産除却相当額		19,210,055	277,217,856
Ⅲ　損益外減損損失相当額			
損益外減損損失相当額		44,000	44,000
Ⅳ　引当外賞与見積額			－36,789,409
Ⅴ　引当外退職給付増加見積額			227,498,076
Ⅵ　機会費用			
政府出資又は地方公共団体出資等の機会費用			3,827,102,606
Ⅶ　（控除）法人税等及び国庫納付額			－156,161,375
Ⅷ　行政サービス実施コスト			37,657,791,586

Ⅰ．重要な会計方針

１．運営費交付金収益の計上基準

費用進行基準を採用しております。

これは各業務と運営費交付金との対応関係が明らかでなく、また期間の経過と対応していないことから、業務達成基準及び期間進行基準を採用することが困難であり、費用進行基準を採用する必要があるためです。

２．減価償却の会計処理方法

⑴　有形固定資産

定額法を採用しております。

主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	２～47年
構築物	２～43年
機械装置	２～17年
船舶	４年
車両運搬具	２～６年
工具器具備品	２～25年

⑵　無形固定資産

定額法を採用しております。

法人内利用におけるソフトウェアについては、法人における利用可能期間（５年間）に基づいております。

なお、特定の償却資産（独立行政法人会計基準第87）の減価償却費相当額については、損益外減価償却累計額として資本剰余金から控除して表示しております。

３．引当金等の計上基準

⑴　貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

⑵　賞与引当金

役職員の賞与の支給に備えるため、運営費交付金により財源措置がなされている部分を除く支給見込額のうち当事業年度負担額を計上しております。

⑶　保証債務損失引当金

債務保証に係る保証の代位弁済の損失に備えるため、財政状態、担保価値の評価等を総合的に判断した見積額を計上しております。

⑷　原状復帰引当金

賃借している船舶係留施設のための土地の返還に伴う原状復帰に備えるため、原状復帰にかかる費用見込額のうち当事業年度末負担額を計上しております。

４．退職給付に係る引当金及び見積額の計上基準

役職員の退職給付に備えるため、当該年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当該年度に発生している額のうち、運営費交付金により財源措置される部分を除く額を計上しております。

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における職員の平均残存勤務期間内の一定の年数（８年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしております。

なお、運営費交付金により財源措置されている部分の、行政サービス実施コスト計算書における引当外退職給付増加見積額は、独立行政法人会計基準第38に基づき計算された退職給付引当金の当期増加額を計上しております。